

# 【厚生関係】

## 1 健康福祉局

項 目	内 容								
<b>1 高齢者公共交通 機関利用助成</b> <b>【高齢福祉課】</b>	<p><b>1 見直しの方向</b>            本事業については、高齢者の日常生活支援策の本格的な事業展開に向けた検討とあわせ、引き続き、見直しを検討してはどうか。</p> <p><b>2 事務・事業の概要</b>            高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が外出するきっかけづくりとして、公共交通機関の利用に要する経費を助成している。            (平成5年度事業開始)            対象者：9月1日現在、広島市に住所を有する満70歳以上の高齢者            (所得制限あり。平成26年度助成決定者約13万人)</p> <p style="text-align: center;"><b>【助成(利用券交付等)の内容(主なもの)】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分 (選 択)</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">パスピーを利用した助成</td> <td>6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">JR(鉄道)回数券引換券</td> <td>1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タクシーチケット</td> <td>500円券×12枚=6,000円(助成上限額)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 見直しの理由</b></p> <p>(1) 本事業は、高齢者が日常生活のための外出に留まらず、社会参加のための外出を促すことを目的としたものであるが、実態として、通院、食料品の買物等の日常生活のための外出の費用軽減として使われている面もあり、事業本来の目的を達しているとは言い難い。</p> <p>(2) 一方、高齢者の日常生活を支援するためのサービスは、今後、高齢化がさらに進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要不可欠なサービスであり、その充実喫緊の課題である。</p> <p>(3) このような中、本年6月に成立した介護保険法の改正により、遅くとも平成29年4月までに、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行う「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)を実施することになった。</p> <p>(4) 本市では、昨年度から「高齢者地域支え合いモデル事業」(以下「モデル事業」という。)を開始したが、当該モデル事業は、地域包括支援センターがコーディネーターとなって、地域活動に参加意欲を持つ高齢者等が地域における支え合いの担い手等として社会参加することも促しつつ、地域の様々な活動主体が連携し、閉じこもりがちな高齢者の外出機会の創出やその見守りを行うなど、高齢者を地域全体で支え合うという仕組みを構築しようとするものであり、高齢者の介護予防や日常生活支援を内容とする「総合事業」の柱となっていく事業である。</p> <p>(5) したがって、高齢者公共交通機関利用助成事業の抜本的な見直しは、当該モデル事業の実施状況等を踏まえながら行う高齢者の日常生活支援策の本格的な事業展開に向けた検討とあわせて行う必要がある。</p>	区 分 (選 択)	内 容	パスピーを利用した助成	6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。	JR(鉄道)回数券引換券	1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)	タクシーチケット	500円券×12枚=6,000円(助成上限額)
区 分 (選 択)	内 容								
パスピーを利用した助成	6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。								
JR(鉄道)回数券引換券	1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)								
タクシーチケット	500円券×12枚=6,000円(助成上限額)								

項 目	内 容
	<p data-bbox="454 257 821 291"><b>4 平成26年度当初予算額</b></p> <p data-bbox="510 302 821 336">6億5,071万3千円</p> <p data-bbox="454 380 678 414"><b>5 見直し効果額</b></p> <p data-bbox="502 425 1077 459">具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>

項 目	内 容
<p><b>2 民間老人福祉施設職員給与改善費補助</b> 【高齢福祉課】</p> <p><b>3 民間心身障害者（児）福祉施設職員給与改善費補助</b> 【障害自立支援課】</p> <p><b>4 民間救護施設等職員給与改善費補助</b> 【地域福祉課】</p>	<p><b>1 見直しの方向</b> 本事業については、平成27年度の介護報酬等改定において、広島市など一部の都市を対象として、人件費の上乗せ割合が6%等から一律10%に引き上げられることを踏まえ、平成27年度の報酬改定に合わせて終了するものとし、それに充てていた財源については、介護・障害福祉分野において本市が取り組むべき喫緊の課題に対応するため有効に活用していくことを検討してはどうか。</p> <p><b>2 事務・事業の概要</b> 社会福祉法人が運営する社会福祉施設等に勤務する常勤職員の処遇の改善を図り、職員の定着など人材確保を促すため、「給与改善費」として、当該職員の本俸月額等に2%を乗じた額を補助している。 (平成4年度制度開始) 補助施設数：140施設（職員数：3,802人） (平成26年4月1日現在)</p> <p><b>3 見直しの理由</b> (1) 本市においては、国の介護報酬等の措置が十分でない中で、高齢者福祉施設、障害福祉サービス事業所、障害児施設等に対する独自の支援策として、社会福祉法人を対象に常勤職員の本俸月額等の2%を一律に補助することにより、職員の定着など人材確保を促してきた。 (2) こうした中、国においては、平成24年度の介護報酬改定により介護職員処遇改善加算を創設するなど介護等職員の処遇改善の取組を進めてきており、さらに、平成27年度の介護報酬等改定においては、広島市など一部の都市を対象として、介護保険施設、障害福祉サービス事業所等における人件費の上乗せ割合が6%等から一律に国家公務員の地域手当と同率の10%に引き上げられることから、単独市費で重ねて補完する必要はなくなるものと見込まれる。 (3) このため、本事業は平成27年度の報酬改定に合わせて終了するものとし、それに充てていた財源については、介護・障害福祉分野において、本市が取り組むべき喫緊の課題に対応するため有効に活用していくことを検討する必要がある。</p> <p>今後、本市が取り組むべき喫緊の課題への対応としては、次のようなものが考えられる。</p> <p>ア 介護・障害福祉分野を担う人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意欲の高い人材の参入促進 福祉人材と事業者双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングの機会の提供や国の報酬改定の影響が及ばない施設の地域手当格差の是正を行うことなどにより、介護・障害福祉分野で働く強い意欲を持った人材の参入促進を図る。</li> <li>・ 中核的人材の育成・定着 一定の資格等を有する質の高い中核的な人材の育成・定着等を図ろうとする事業者を支援する。</li> </ul>

項 目	内 容
	<p>イ 地域福祉への貢献度の高い事業者への支援による介護・障害福祉サービスの充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護高齢者の在宅生活継続の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>重度の要介護者等への介護技術や福祉サービス提供機能を有する特別養護老人ホームが、在宅における介護の限界点を高めるため、そのノウハウを地域に普及させる取組を支援し、特別養護老人ホームの地域福祉拠点としての機能強化を図る。</li> </ul> </li> <li>・ 重度障害者の地域福祉サービスの充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>重度障害者の受入を積極的に行うグループホーム運営事業者を支援することで、地域における重度障害者福祉サービスの充実・強化を図る。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>4 平成26年度当初予算額</b> 2億1,881万3千円</p> <p><b>5 見直し効果額</b> 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>

項 目	内 容									
<p><b>5 乳幼児等医療費補助</b> 【保険年金課】</p>	<p><b>1 見直しの方向</b> 本事業については、医療費負担の激変や乳幼児（未就学児）の健康面への影響に配慮しつつ、所得制限及び一部負担金の見直しと対象年齢の拡大を一体的に行うことについて、引き続き検討することにはどうか。</p> <p><b>2 事務・事業の概要</b></p> <p>(1) 乳幼児等医療費補助制度は、昭和48年度に制度を創設し、一定の所得制限のもとに、乳幼児と小学1・2年生の発達障害児を対象に実施しており、保険診療に係る総医療費から保険給付分を控除した後の自己負担金相当額から受給者の一部負担金を控除した額を補助している。 所得制限額は、改正前の児童手当の所得制限額に拠っており、扶養人数が2人の場合は、給与所得ベースで616万円（給与収入ベースで817万8千円）となっている。（平成26年3月末現在で、乳幼児の86%（68,134人）が受給）</p> <p>(2) 一部負担金については、本市独自の措置により入院については負担がなく、通院についても初診料算定時に限定している。これにより、県補助制度との差額3億4,300万円を単市で措置している。</p> <p>【一部負担金の状況】</p> <table border="1" data-bbox="507 996 1437 1164"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市制度</th> <th>県補助制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>なし</td> <td>1日500円（月14日までを自己負担）</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>初診料算定時に500円</td> <td>1日500円（月4日までを自己負担）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日数については、入院、通院とも1医療機関等毎に算定</p> <p><b>3 見直しの理由</b></p> <p>(1) 所得制限額については、他の福祉医療費補助の所得制限額と比べて高く、経済的支援の要否との関連性が薄い制度となっている。</p> <p>(2) 一部負担金については、県内のほとんどの市町が県の補助制度と同じにし、受給者が医療費の一部を負担している中で、本市独自の軽減は、県民としての公平負担や多額の財政負担という点で問題を生じている。</p> <p>(3) 一方、一部負担金が増加すると受診抑制が起り、免疫が十分備わっていない乳幼児については、重症化を招く懸念がある。</p> <p>(4) また、乳幼児等医療費補助については、子育て環境を充実させる施策として、対象年齢を拡大すべきとの要望がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本事業については、医療費負担の激変や乳幼児の健康面への影響に配慮しつつ、所得制限及び一部負担金の見直しと対象年齢の拡大を一体的に行うことについて、引き続き検討する必要がある。</p> <p><b>4 平成26年度当初予算額</b> 19億597万円（扶助費）</p> <p><b>5 見直し効果額</b> 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>	区分	市制度	県補助制度	入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）	通院	初診料算定時に500円	1日500円（月4日までを自己負担）
区分	市制度	県補助制度								
入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）								
通院	初診料算定時に500円	1日500円（月4日までを自己負担）								

項 目	内 容									
<p><b>6 ひとり親家庭等医療費補助</b> 【保険年金課】</p>	<p><b>1 見直しの方向</b> 本事業については、ひとり親家庭等の現状・課題を踏まえた支援策の展開状況等をにらみつつ、引き続き一部負担金の見直しを検討することにはどうか。</p> <p><b>2 事務・事業の概要</b></p> <p>(1) ひとり親家庭等医療費補助は、昭和54年度に制度を創設し、ひとり親家庭の母または父及びその児童等を対象に、保険診療に係る総医療費から保険給付分を控除した後の自己負担相当額を補助している。 所得制限額は、対象者と生計を同一にする扶養義務者全員の前年の所得税額が9万2,400円以下としており、扶養人数が1人の場合、給与所得ベースで303万8千円（給与収入ベースで447万6千円）となっている。（平成26年3月末現在で、ひとり親家庭世帯の60%（9,847世帯）が受給）</p> <p>(2) 一部負担金については、本市の独自措置により入院、通院とも負担がない。これにより、県補助制度との差額1億7,100万円を単市で措置している。</p> <p>【一部負担金の状況】</p> <table border="1" data-bbox="536 1003 1437 1167"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市制度</th> <th>県補助制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>なし</td> <td>1日500円（月14日までを自己負担）</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>なし</td> <td>1日500円（月4日までを自己負担）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日数については、入院、通院とも1医療機関等毎に算定</p> <p><b>3 見直しの理由</b> 一部負担金については、県内のほとんどの市町が県の補助制度と同様に受給者に医療費の一部を負担させているが、本市においては、負担を免除している。 こうした現状は、県民としての公平負担や多額の財政負担という点で問題を生じることから、一部負担金の見直しを行う必要がある。 ただし、一部負担金の見直しに当たっては、県の補助制度があることを念頭に置きつつ、ひとり親家庭等の経済的な実態や乳幼児（未就学児）の健康面への影響に配慮する必要がある。  こうしたことを踏まえ、本事業については、ひとり親家庭等の現状・課題を踏まえた支援策の展開状況等をにらみつつ、引き続き一部負担金の見直しを検討する必要がある。</p> <p><b>4 平成26年度当初予算額</b> 8億9,308万4千円（扶助費）</p> <p><b>5 見直し効果額</b> 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>	区分	市制度	県補助制度	入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）	通院	なし	1日500円（月4日までを自己負担）
区分	市制度	県補助制度								
入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）								
通院	なし	1日500円（月4日までを自己負担）								